

報 道 資 料 (資 料 提 供)

令和 6 年分の所得税等、消費税及び贈与税の
確定申告状況等について

(問合せ先)



熊本国税局 国税広報広聴室

Tel.096-354-6171 (内線6105、6106)

令和 6 年分の所得税等、消費税及び贈与税の確定申告状況等について (熊本県)

1. 令和 6 年分の確定申告状況等について（まとめ）	1
2. 所得税等の確定申告書の申告状況	2
・ e-Tax の利用状況等（トピックス 1）	6
・ 自宅からの e-Tax の利用状況等（トピックス 2）	7
3. 個人事業者の消費税の申告状況	8
4. 贈与税の申告状況	9
5. 参考資料	11

1. 令和6年分の確定申告状況等について（まとめ）

申告所得税及び復興特別所得税^(※)

※ 以下「所得税等」と表記します。

- 申告人員は28万2千9百人（対前年比▲1.3%）。
そのうち申告納税額がある方は5万9千5百人（同▲27.4%）、その所得金額は4,634億6千万円（同▲1.9%）、申告納税額は349億3千万円（同+11.3%）。
- 土地等の譲渡所得の申告人員は8千2百人（同+10.2%）。そのうち所得金額がある方は5千5百人（同+7.0%）、その所得金額は664億7千万円（同+16.3%）。
- 株式等の譲渡所得の申告人員は8千2百人（同+1.4%）。そのうち所得金額がある方は4千8百人（同+9.4%）、その所得金額は281億4千万円（同+10.0%）。

個人事業者の消費税

申告件数は3万3千1百件（同+6.3%）、申告納税額は108億8千万円（同+15.7%）。

贈与税

申告人員は4千5百人（同▲8.1%）。そのうち申告納税額がある方は2千8百人（同▲9.0%）、その申告納税額は20億4千万円（同▲8.8%）。

※ 令和元年分及び令和2年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税の申告・納付期限を延長したこと、令和3年分の所得税等、個人事業者の消費税及び贈与税については簡易な方法により申告・納付期限を延長できるようにしたことに伴い、本資料における各計数については、令和元～3年分は翌年4月末日まで、平成30年分以前及び令和4年分以降は翌年3月末日までに提出された申告書の情報としています。

2. 所得税等の確定申告書の申告状況

－申告人員は 28 万 2 千 9 百人と、平成 27 年分からほぼ横ばいで推移－

確定申告書の申告人員の状況

所得税等の確定申告書の申告人員は 28 万 2 千 9 百人（対前年比▲1.3%）と、平成 27 年分以降ほぼ横ばいで推移しています。

納税人員の状況

確定申告書の申告人員のうち、申告納税額がある方（納税人員）は 5 万 9 千 5 百人（同▲27.4%）と、その所得金額は 4,634 億 6 千万円（同▲1.9%）、申告納税額は 349 億 3 千万円（同+11.3%）となっており、前年分と比較すると、人員及び所得金額は減少し、申告納税額は増加しました。

所得者区分別の納税人員の状況

- 事業所得者

納税人員は 1 万 6 千 5 百人（同▲33.1%）と、その所得金額は 957 億 5 千万円（同▲8.8%）、申告納税額は 87 億円（同+4.2%）となっており、前年分と比較すると、人員及び所得金額は減少し、申告納税額は増加しました。

- 事業所得者以外

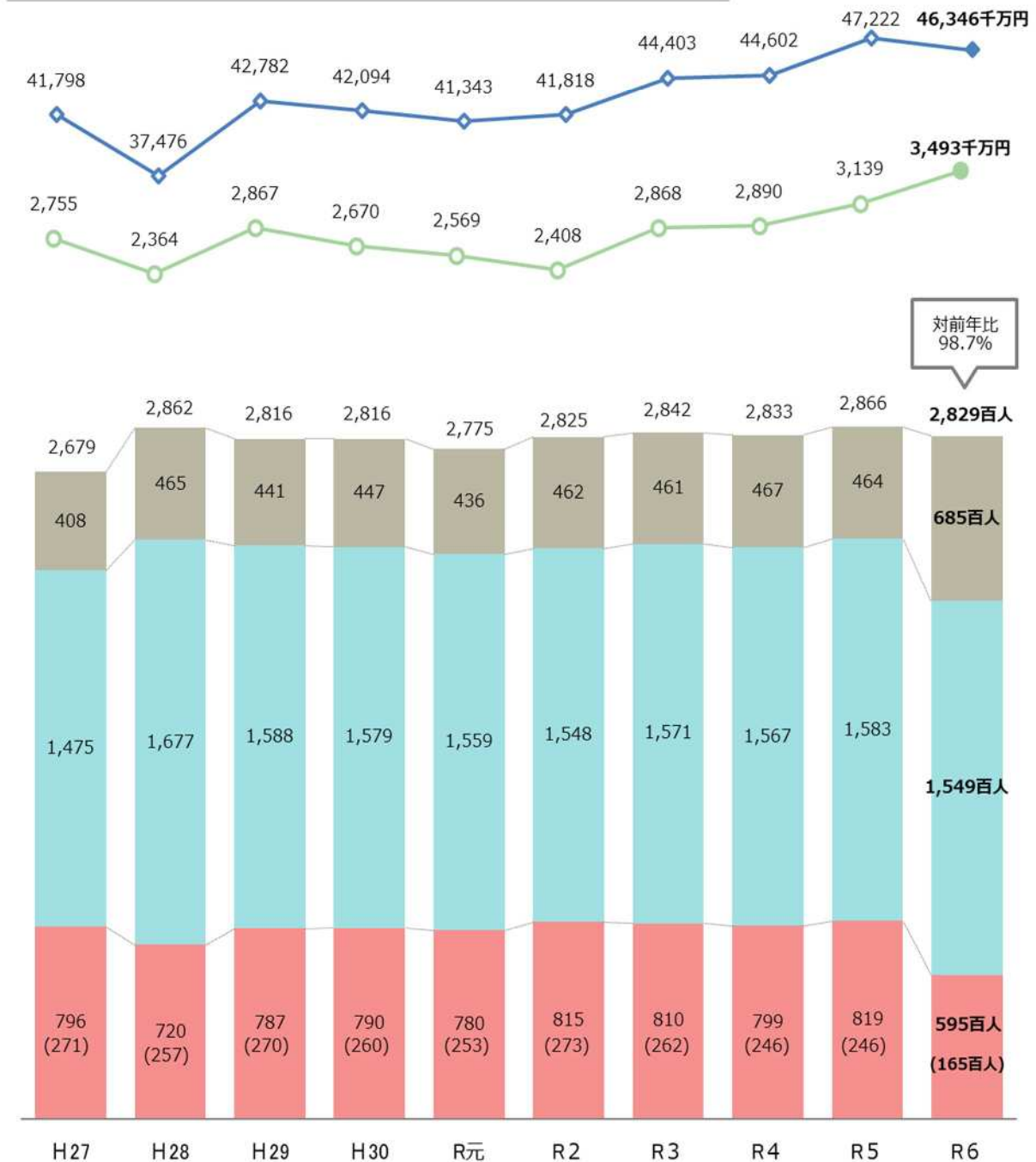
納税人員は 4 万 3 千 1 百人（同▲24.9%）と、その所得金額は 3,677 億円（同+0.1%）、申告納税額は 262 億 4 千万円（同+13.9%）となっており、前年分と比較すると、人員は減少し、所得金額及び申告納税額は増加しました。

《所得税等の申告状況の推移》

確定申告書の申告人員

■ 申告納税額がある方 ■ 還付申告の方 ■ 申告納税額がない方
 () は、うち事業所得者

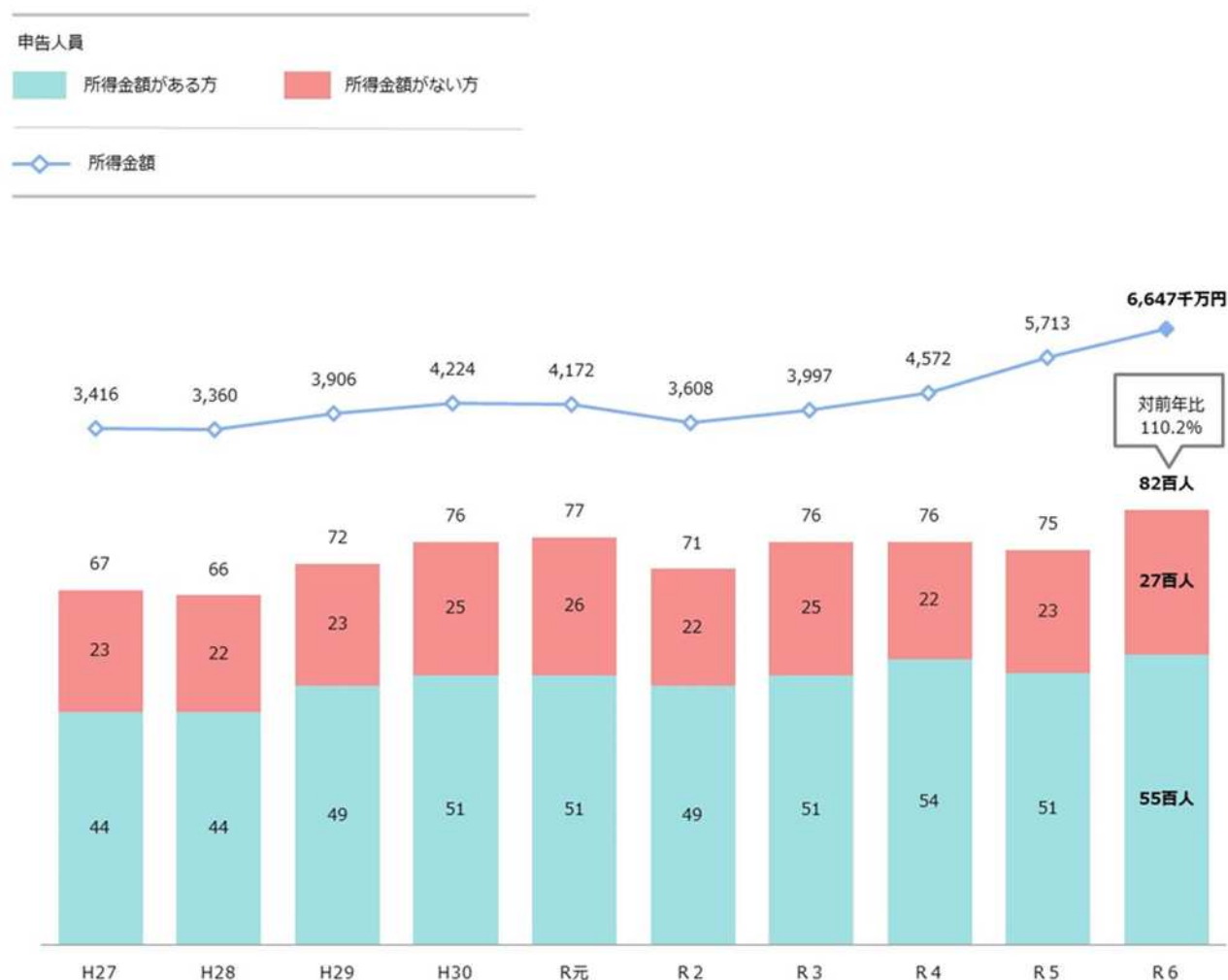
◆ 納税人員の所得金額 ○ 申告納税額



土地等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の申告人員のうち、土地等の譲渡所得（総合譲渡を含む。）の申告人員は8千2百人（対前年比+10.2%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は5千5百人（同+7.0%）で、その所得金額は664億7千万円（同+16.3%）となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。

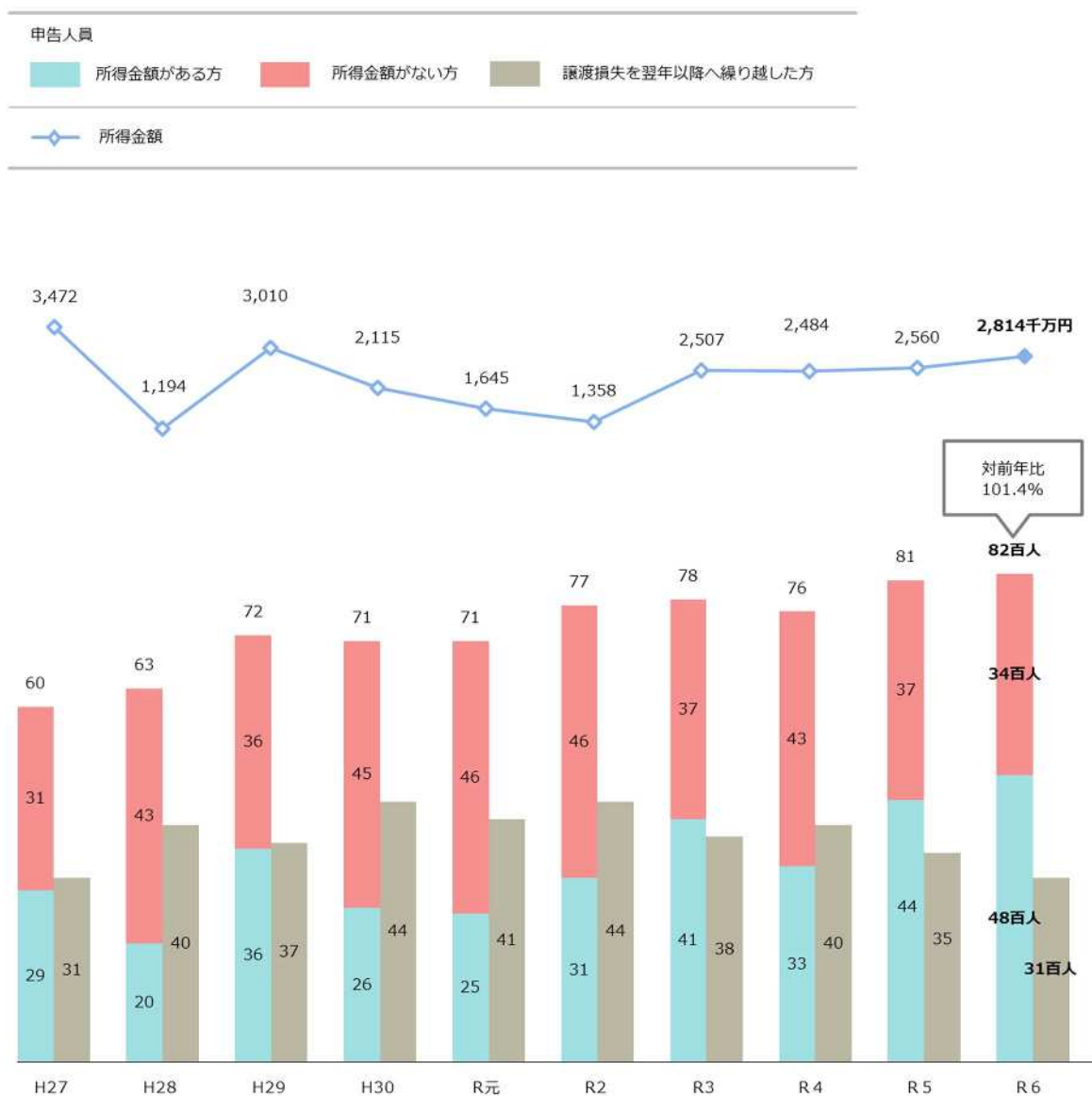
《土地等の譲渡所得の申告状況の推移》



株式等の譲渡所得の申告状況

確定申告書の申告人員のうち、株式等の譲渡所得の申告人員は8千2百人（対前年比+1.4%）です。そのうち、所得金額がある方（有所得人員）は4千8百人（同+9.4%）で、その所得金額は281億4千万円（同+10.0%）となっており、前年分と比較すると、いずれも増加しました。

《株式等の譲渡所得の申告状況の推移》



e-Tax の利用状況等（トピックス1）

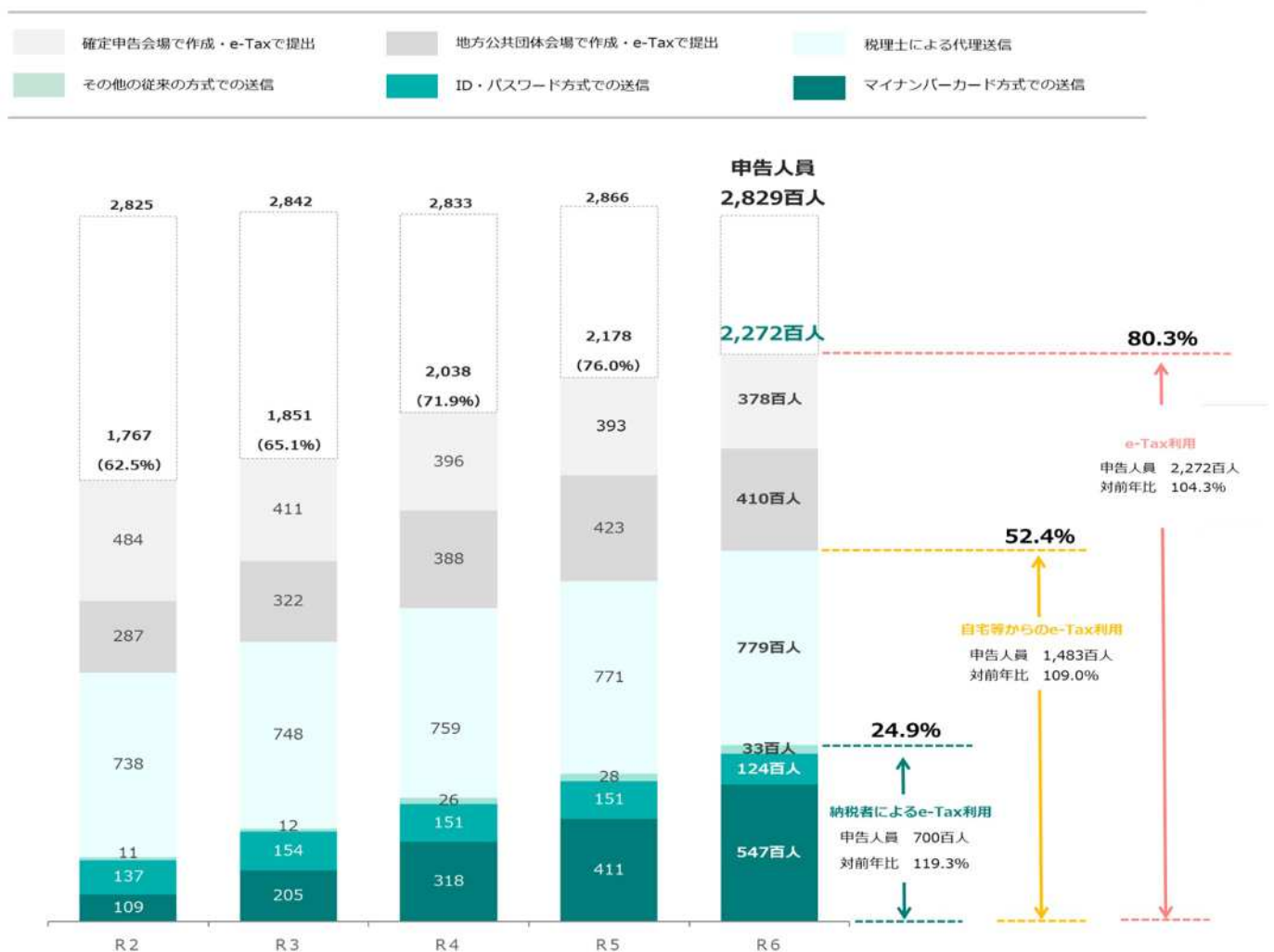
- 申告人員の約5人に4人はe-Taxで申告
- そのうち、マイナンバーカードを利用して申告した方は**32.9%増加**

e-Tax の利用による所得税等の確定申告書の申告人員は 22 万 7 千 2 百人（対前年比+4.3%）と、前年分から 9 千 3 百人増加しました。

所得税等の確定申告書の申告人員 28 万 2 千 9 百人のうち、80.3%が e-Tax で申告しています。

また、マイナンバーカードを利用した自宅からの e-Tax 申告は、5 万 4 千 7 百人（同+32.9%）と、前年分から 1 万 3 千 5 百人増加しました。

《e-Tax 利用状況の推移》



※ () 内の数値は申告人員全体に占める e-Tax で申告した割合を示しています。
5. 参考資料の（表7）参照。

自宅からの e-Tax の利用状況等（トピックス2）

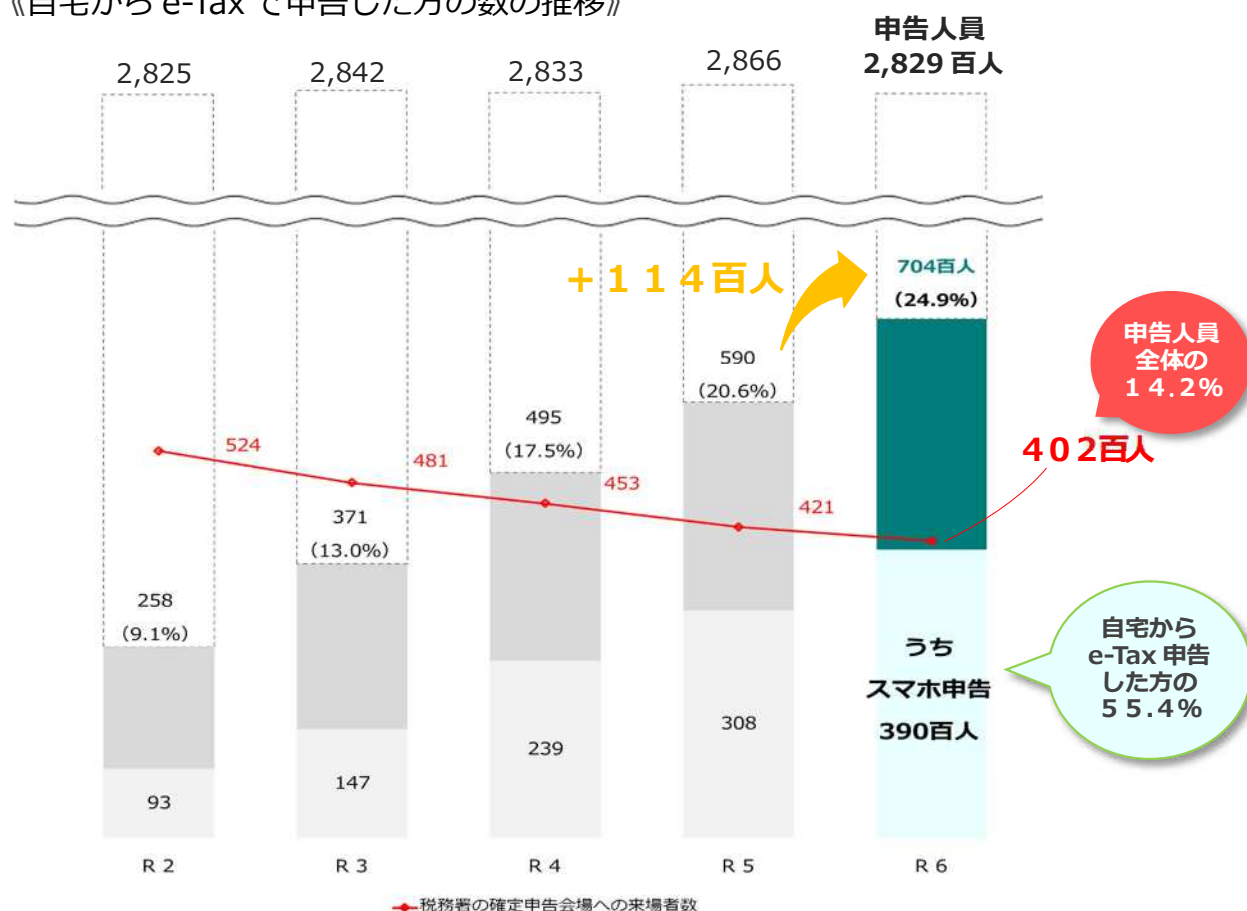
- 自宅からの e-Tax による申告がさらに増加
- そのうち、半数以上がスマホを利用しており、身近なデバイスを利用した申告が拡大
- 確定申告会場に来場して申告された方は全体の 14.2%と年々減少

納税者のうち、国税庁ＨＰ『確定申告書等作成コーナー』や各種会計ソフトを利用して、自宅から e-Tax で申告した方は 7 万 4 百人（対前年比＋19.3%）と、前年分から 1 万 1 千 4 百人増加しました。

また、自宅からスマホを利用して e-Tax で申告した方は 3 万 9 千人（同＋26.4%）と、前年分から 8 千 2 百人増加し、自宅から e-Tax で申告した方の半数以上を占めています。

他方、確定申告会場において申告された方は、4 万 2 百人（同▲4.5%）となっていて

《自宅から e-Tax で申告した方の数の推移》



5. 参考資料の（表 7）及び（表 7）の（参考 1）参照

3. 個人事業者の消費税の申告状況

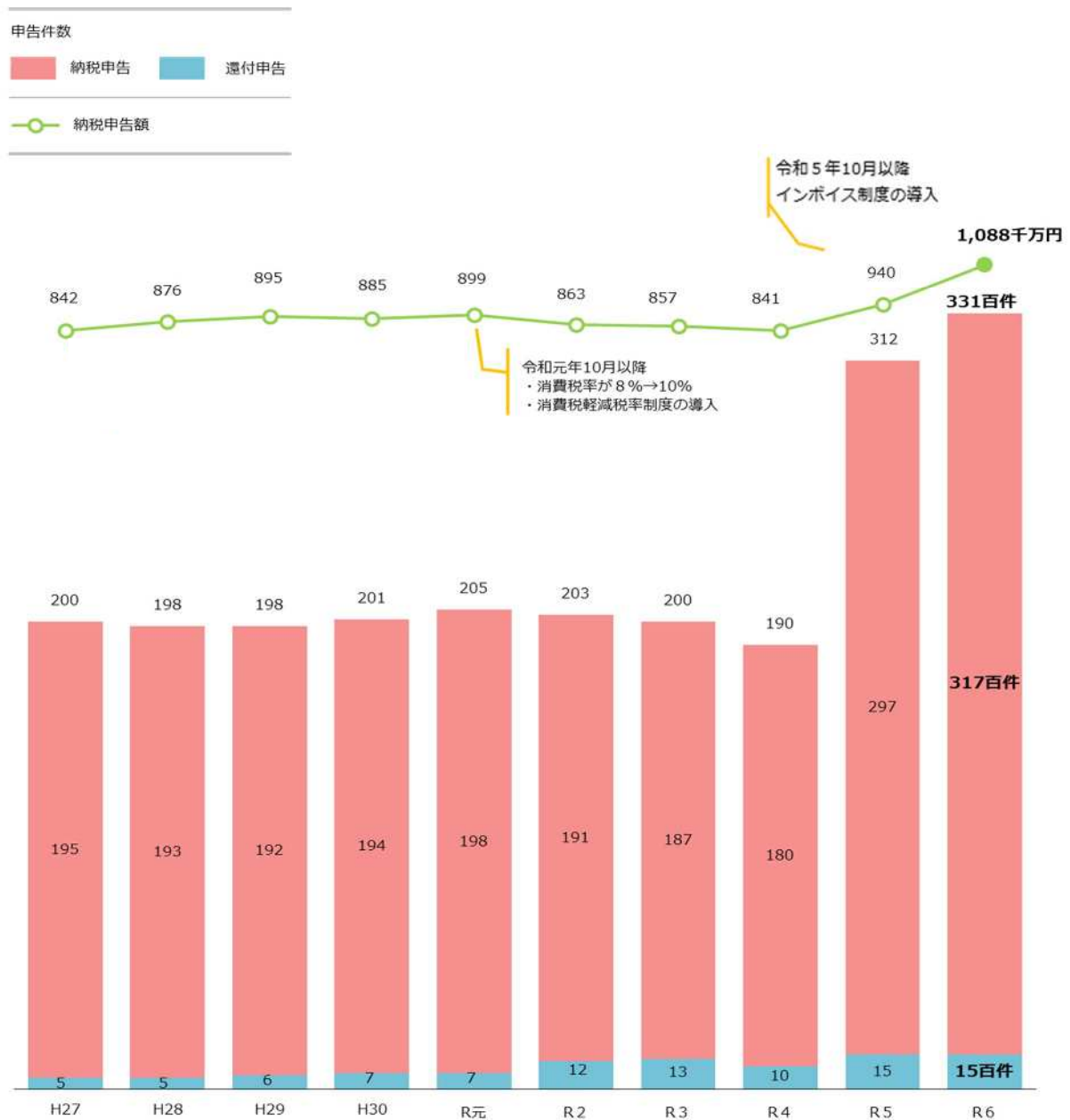
－申告件数は3万3千1百件と、前年より増加－

個人事業者の消費税の申告件数

令和5年10月からインボイス制度が導入され、制度導入後2回目となる令和6年分の個人事業者の消費税の確定申告においては、申告件数は3万3千1百件（対前年比+6.3%）と、前年分から2千件増加しました。

また、申告納税額についても、108億8千万円（同+15.7%）となっており、前年分から増加しました。

《消費税の申告状況の推移》



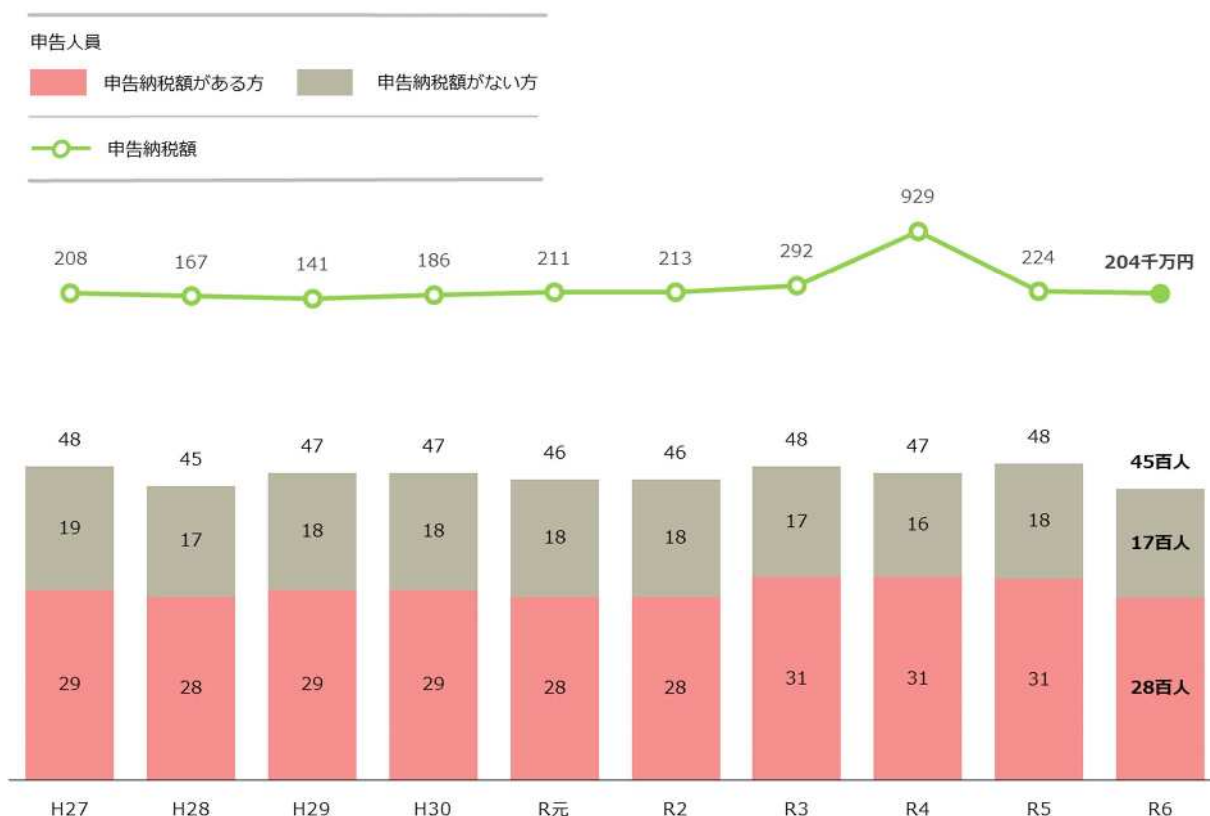
4. 贈与税の申告状況

－申告人員は4千5百人で、前年より減少－

贈与税の申告状況

贈与税の申告書の申告人員は4千5百人（対前年比▲8.1%）です。そのうち、申告納税額がある方（納税人員）は2千8百人（同▲9.0%）で、その申告納税額は、20億4千万円（同▲8.8%）となっており、前年分と比較すると、いずれも減少しました。

《贈与税の申告状況の推移》



贈与税の課税方法別の申告状況

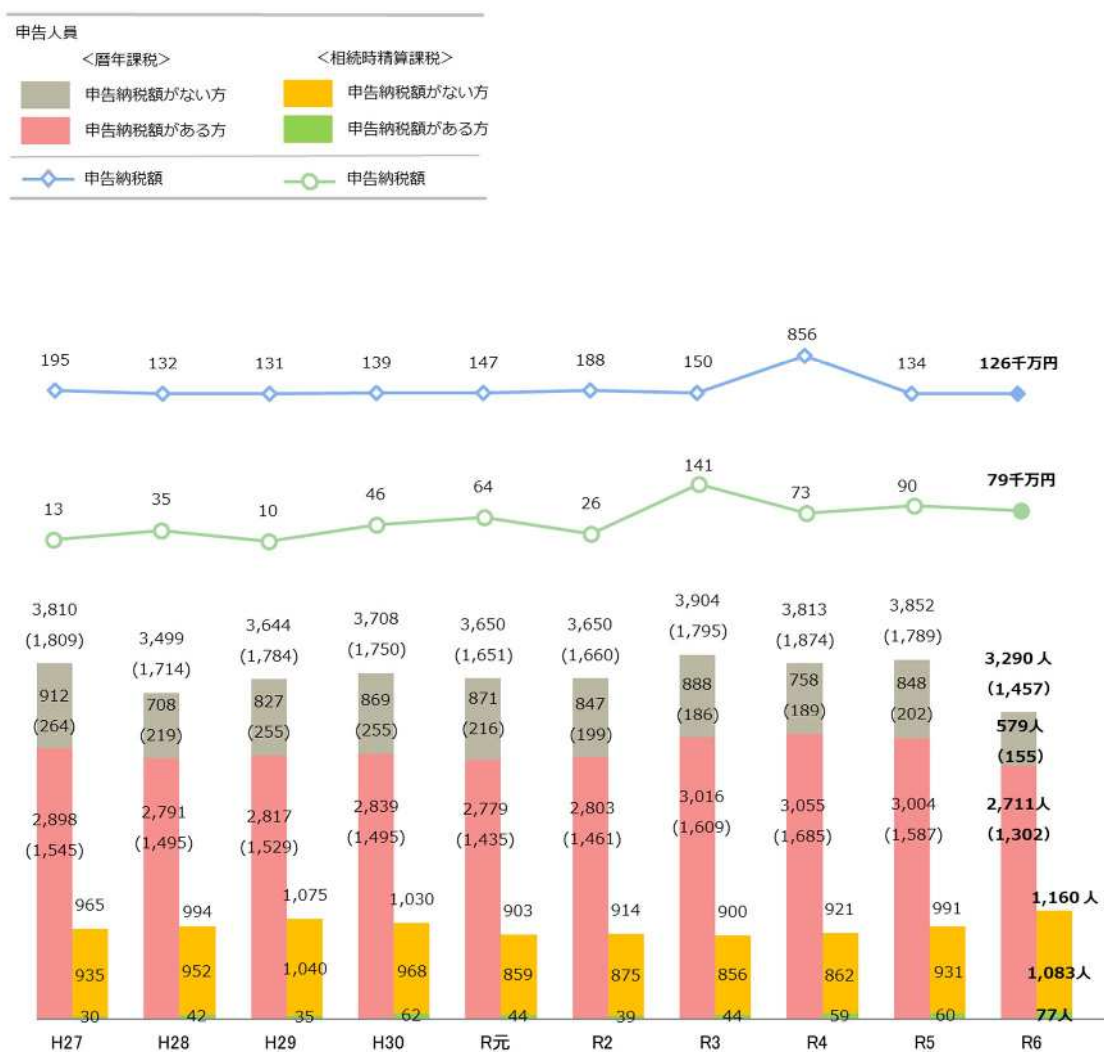
● 暦年課税

暦年課税を適用した申告人員は3千3百人（対前年比▲14.6%）で、その申告納税額は12億6千万円（同▲6.2%）となっており、前年分と比較すると、いずれも減少しました。

● 相続時精算課税

相続時精算課税を適用した申告人員は1千2百人（同+17.1%）で、その申告納税額は7億9千万円（同▲12.7%）となっており、前年分と比較すると、申告人員は増加し、申告納税額は減少しました。

《暦年課税及び相続時精算課税別の申告状況の推移》



(注) 1 () 内の数値は、特例税率に係る贈与税の申告人員です。

2 相続時精算課税に係る申告人員には、暦年課税との併用者を含んでいます。

5. 参考資料

(注) 端数処理のため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(表1) 所得税等の確定申告書の申告状況の推移(熊本県)

(単位:人、%)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告納税額 がある方	(+ 4.5) 81,546	(▲ 0.7) 80,986	(▲ 1.3) 79,932	(+ 2.5) 81,941	(▲ 27.4) 59,527
還付申告	(▲ 0.7) 154,839	(+ 1.5) 157,126	(▲ 0.3) 156,689	(+ 1.0) 158,272	(▲ 2.2) 154,850
申告納税額 がない方	(+ 5.9) 46,140	(▲ 0.1) 46,088	(+ 1.4) 46,717	(▲ 0.6) 46,424	(+ 47.6) 68,542
合 計	(+ 1.8) 282,525	(+ 0.6) 284,200	(▲ 0.3) 283,338	(+ 1.2) 286,637	(▲ 1.3) 282,919

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率である。

(表2) 所得税等の納税人員の申告状況の推移(熊本県)

(単位:人、百万円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
納税人員	(+ 4.5) 81,546	(▲ 0.7) 80,986	(▲ 1.3) 79,932	(+ 2.5) 81,941	(▲ 27.4) 59,527
所得金額	(+ 1.1) 418,180	(+ 6.2) 444,027	(+ 0.4) 446,016	(+ 5.9) 472,216	(▲ 1.9) 463,456
申告納税額	(▲ 6.3) 24,076	(+ 19.1) 28,681	(+ 0.7) 28,895	(+ 8.6) 31,394	(+ 11.3) 34,933

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、前年からの増減率である。

3 申告納税額は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

(表3-1) 所得税等の主たる所得区分別申告状況(熊本県)

	確定申告 人	増減率				納税	還付	ゼロ
		申告納税額 がある方	還付申告	申告納税額 がない方				
	人	人	人	人	%	%	%	%
合計	282,919	59,527	154,850	68,542	▲ 1.3	▲ 27.4	▲ 2.2	+ 47.6
事業所得者	(21.0) 59,417	(27.7) 16,471	(9.6) 14,881	(40.9) 28,065	+ 0.2	▲ 33.1	+ 12.0	+ 31.2
所得者	(79.0) 223,502	(72.3) 43,056	(90.4) 139,969	(59.1) 40,477	▲ 1.7	▲ 24.9	▲ 3.5	+ 61.7
不動産所得者	(5.5) 15,666	(12.3) 7,318	(1.3) 2,047	(9.2) 6,301	▲ 3.8	▲ 29.3	+ 35.7	+ 42.3
給与所得者	(44.5) 125,798	(44.7) 26,631	(51.9) 80,327	(27.5) 18,840	▲ 3.8	▲ 19.0	▲ 10.8	+ 141.2
雑所得者	(25.8) 72,885	(7.3) 4,328	(34.9) 54,055	(21.2) 14,502	+ 1.8	▲ 53.2	+ 7.9	+ 18.8
上記以外	(3.2) 9,153	(8.0) 4,779	(2.3) 3,540	(1.2) 834	+ 5.0	▲ 0.7	+ 6.4	+ 43.3

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、令和5年分に対するものである。

(表3-2) 所得税等の主たる所得区分別所得金額等(熊本県)

	所得金額			申告納税額	還付税額	増減率				
	申告納税額 がある方	還付申告	所得金額			税額				
			納税			還付	納税	還付		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%	%	%
合計	976,558	463,456	433,892	34,933	12,212	+ 5.3	▲ 1.9	+ 3.3	+ 11.3	+ 3.9
事業所得者	(15.8) 153,837	(20.7) 95,754	(7.1) 31,023	(24.9) 8,695	(26.1) 3,188	+ 6.5	▲ 8.8	+ 20.2	+ 4.2	+ 11.2
その他所得者	(84.2) 822,720	(79.3) 367,701	(92.9) 402,869	(75.1) 26,239	(73.9) 9,024	+ 5.1	+ 0.1	+ 2.2	+ 13.9	+ 1.5
不動産所得者	(5.1) 49,595	(8.6) 39,883	(0.8) 3,337	(9.7) 3,372	(0.7) 82	▲ 0.8	▲ 11.7	+ 68.0	▲ 6.5	+ 3.8
給与所得者	(58.2) 568,734	(45.8) 212,145	(73.3) 318,211	(24.9) 8,683	(53.0) 6,470	+ 3.7	+ 1.5	▲ 2.0	+ 27.7	▲ 3.3
雑所得者	(9.4) 91,537	(3.1) 14,306	(16.3) 70,689	(2.2) 772	(14.7) 1,797	+ 7.7	▲ 31.8	+ 17.2	+ 29.7	+ 12.2
上記以外	(11.6) 112,855	(21.9) 101,368	(2.5) 10,631	(38.4) 13,412	(5.5) 674	+ 13.1	+ 10.2	+ 44.3	+ 11.3	+ 29.4

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

3 増減率は、令和5年分に対するものである。

(表4-1) 土地等の譲渡所得の申告状況(熊本県)

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
土 地 等	7,450	5,129	57,134	1,114	8,209	5,489	66,474	1,211	+ 10.2	+ 7.0	+ 16.3	+ 8.7

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 総合譲渡所得に係る計数を含む。

(表4-2) 株式等の譲渡所得の申告状況(熊本県)

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり	申告 人員	所得 人員	所得 金額	1人 当たり
	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
株 式 等	3,530				3,112				▲ 11.8			
	8,124	4,424	25,596	579	8,235	4,842	28,143	581	+ 1.4	+ 9.4	+ 10.0	+ 0.5

(注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 上段は、譲渡損失を翌年以降へ繰り越した方の計数である。

(表5) 個人事業者の消費税の申告状況(熊本県)

	令和5年分			令和6年分			増減率		
	申告件数	税 額	1件当たり	申告件数	税 額	1件当たり	件数	税額	1件当たり
	件	百万円	万円	件	百万円	万円	%	%	%
納税申告	(95.3) 29,718	外2,649 9,398	32	(95.5) 31,669	外3,065 10,876	34	+ 6.6	+ 15.7	+ 6.3
還付申告	(4.7) 1,453	外211 751	52	(4.5) 1,475	外191 677	46	+ 1.5	▲ 9.9	▲ 11.5
合 計	31,171	—	—	33,144	—	—	+ 6.3	—	—

(注) 1 令和5年分は翌年4月1日まで、令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 外書は、地方消費税である。
3 括弧書は、合計に対する割合(構成比)である。

(参考) インボイス発行事業者の消費税の申告状況(熊本県)

(単位:人)

	令和5年分			令和6年分		
	登録事業者数	申告人員	2割特例 適用人員	登録事業者数	申告人員	2割特例 適用人員
インボイス発行事業者	28,868	26,259	9,610	31,939	28,773	10,831

(注) 1 登録事業者数は、各年分における登録事業者数を、翌年3月末時点の登録状況に基づき集計したもの。
なお、この中には、当該年において、実際には課税対象の取引(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ)を行っていないため、消費税の申告義務がない者も含まれている。
2 申告人員は、令和5年分は翌年4月1日まで、令和6年分は翌年3月31日までに提出された申告書の計数である。

(表6) 贈与税の申告状況(熊本県)

	令和5年分				令和6年分				増減率			
	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	1人 当たり	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	1人 当たり	申告 人 員	納税 人 員	申告 納税額	1人 当たり
暦年課税	人	人	百万円	万円	人	人	百万円	万円	%	%	%	%
	3,852	3,004	1,339	45	3,290	2,711	1,256	46	▲ 14.6	▲ 9.8	▲ 6.2	+ 3.9
特例税率	1,789	1,587			1,457	1,302			▲ 18.6	▲ 18.0		
一般税率	2,063	1,417			1,833	1,409			▲ 11.1	▲ 0.6		
相続時精算課税	991	60	902	1,504	1,160	77	788	1,024	+ 17.1	+ 28.3	▲ 12.7	▲ 31.9
合計	4,843	3,064	2,242	73	4,450	2,788	2,044	73	▲ 8.1	▲ 9.0	▲ 8.8	+ 0.2

- (注) 1 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。
2 暦年課税のうち、特例税率に係る人員には、一般税率との併用者を含む。
3 相続時精算課税に係る人員には、暦年課税との併用者を含む。

(表6-付) 住宅取得等資金の非課税の申告状況(熊本県)

令和5年分			令和6年分			増減率		
申告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額	申告 人 員	住宅取得等 資金の金額	非課税の適用 を受けた金額
人	百万円	百万円	人	百万円	百万円	%	%	%
624	4,711	4,456	384	3,025	2,739	▲ 38.5	▲ 35.8	▲ 38.5

- (注) 翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(表7) 所得税等の確定申告書のe-Taxによる送信方式別申告状況(熊本県)

(単位:人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
確定申告人員	282,525	284,200	283,338	286,637	282,919
e-Tax利用人員	(62.5%) 176,657	(65.1%) 185,145	(71.9%) 203,788	(76.0%) 217,817	(80.3%) 227,152
自宅等からのe-Tax	(35.2%) 99,537	(39.4%) 111,869	(44.3%) 125,436	(47.5%) 136,175	(52.4%) 148,314
納税者による送信	(9.1%) 25,755	(13.0%) 37,066	(17.5%) 49,539	(20.6%) 59,033	(24.9%) 70,429
マイナンバーカード方式での送信	(3.9%) 10,908	(7.2%) 20,545	(11.2%) 31,771	(14.3%) 41,117	(19.3%) 54,663
ID・パスワード方式での送信	(4.9%) 13,732	(5.4%) 15,362	(5.3%) 15,121	(5.3%) 15,109	(4.4%) 12,433
その他の従来の方式での送信	(0.4%) 1,115	(0.4%) 1,159	(0.9%) 2,647	(1.0%) 2,807	(1.2%) 3,333
税理士による代理送信	(26.1%) 73,782	(26.3%) 74,803	(26.8%) 75,897	(26.9%) 77,142	(27.5%) 77,885
確定申告会場からのe-Tax	(17.1%) 48,428	(14.5%) 41,123	(14.0%) 39,564	(13.7%) 39,294	(13.4%) 37,804
地方公共団体会場からのe-Tax(データ引継)	(10.2%) 28,692	(11.3%) 32,153	(13.7%) 38,788	(14.8%) 42,348	(14.5%) 41,034
【参考】書面申告人員	(37.5%) 105,868	(34.9%) 99,055	(28.1%) 79,550	(24.0%) 68,820	(19.7%) 55,767
確定申告会場で作成・書面で提出	(1.4%) 4,002	(2.4%) 6,932	(2.0%) 5,713	(1.0%) 2,764	(0.8%) 2,346

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(参考1) スマートフォン等を利用した申告状況

(単位:人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
スマートフォン等を利用した申告人員	15,790	28,800	48,267	54,614	68,959
自宅からe-Taxで提出	9,286	14,682	23,905	30,847	39,002
マイナンバーカード方式での送信	3,842	8,106	16,403	23,119	33,302
ID・パスワード方式での送信	5,444	6,576	7,502	7,728	5,700

(注) 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

(参考2) 自宅等からのICTを利用した所得税等の確定申告書の申告状況

(単位:人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
自宅等からのICT利用	(49.2%) 139,016	(52.2%) 148,312	(54.7%) 155,061	(56.9%) 163,113	(60.2%) 170,366
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	71,207	73,437	74,925	77,311	79,117
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	28,330	38,432	50,511	58,864	69,197
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	39,479	36,443	29,625	26,938	22,052

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、確定申告人員に対する割合(構成比)である。

(表8) 贈与税の申告書のe-Taxによる申告状況(熊本県)

(単位:人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
申告人員	4,564	4,804	4,734	4,843	4,450
e-Tax利用人員	(65.4%) 2,986	(66.0%) 3,169	(67.1%) 3,177	(69.1%) 3,345	(75.9%) 3,376
自宅等からのe-Tax	(42.5%) 1,939	(45.4%) 2,181	(47.4%) 2,244	(48.3%) 2,341	(59.5%) 2,646
確定申告会場からのe-Tax	(22.9%) 1,047	(20.6%) 988	(19.7%) 933	(20.7%) 1,004	(16.4%) 730
【参考】書面申告人員	(34.6%) 1,578	(34.0%) 1,635	(32.9%) 1,557	(30.9%) 1,498	(24.1%) 1,074
確定申告会場で作成・書面で提出	(0.8%) 35	(1.4%) 65	(1.9%) 92	(1.5%) 72	(5.1%) 225

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(参考) 自宅等からのICTを利用した贈与税の申告書の申告状況

(単位:人)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
自宅等からのICT利用	(60.2%) 2,749	(66.1%) 3,176	(65.6%) 3,106	(61.7%) 2,986	(71.6%) 3,188
各種会計ソフト等で作成・e-Taxで提出	1,690	1,828	1,830	1,781	1,828
国税庁HPの作成コーナーで作成・e-Taxで提出	249	353	414	560	818
国税庁HPの作成コーナーで作成・書面で提出	810	995	862	645	542

(注) 1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 括弧書は、申告人員に対する割合(構成比)である。

(表9) 寄附金控除等の適用状況(熊本県)

(単位:人、百万円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
寄附金控除 (所得控除)	3,363 25,217	4,014 29,762	4,524 35,276	4,958 39,754	5,565 43,347
寄附金控除 (税額控除)	73 4,737	74 4,989	81 5,369	90 5,513	89 5,518
合計	28,288	33,026	38,565	42,977	46,360

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 各欄の上段は、控除額の合計である。

3 「合計」欄は、所得控除と税額控除の重複適用があるため、所得控除と税額控除の合計とは一致しない。

(表10) 雑損控除等の適用状況(熊本県)

(単位:人、百万円)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
雑損控除 (所得控除)	21,028 3,360	957 295	618 192	275 126	187 110
災害減免額 (税額控除)	7 83	1 59	1 46	1 54	5 60

(注)1 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。

2 各欄の上段は、控除額の合計である。

(表11) 医療費控除の適用状況(熊本県)

	令和2年分	令和3年分	令和4年分	令和5年分	令和6年分
医療費控除	千人 76	千人 77	千人 78	千人 82	千人 83
セルフメディケーション 税制による特例	148人	162人	275人	301人	316人

(注) 令和2年分及び令和3年分は翌年4月末日まで、令和4年分から令和6年分は翌年3月末日までに提出された申告書の計数である。